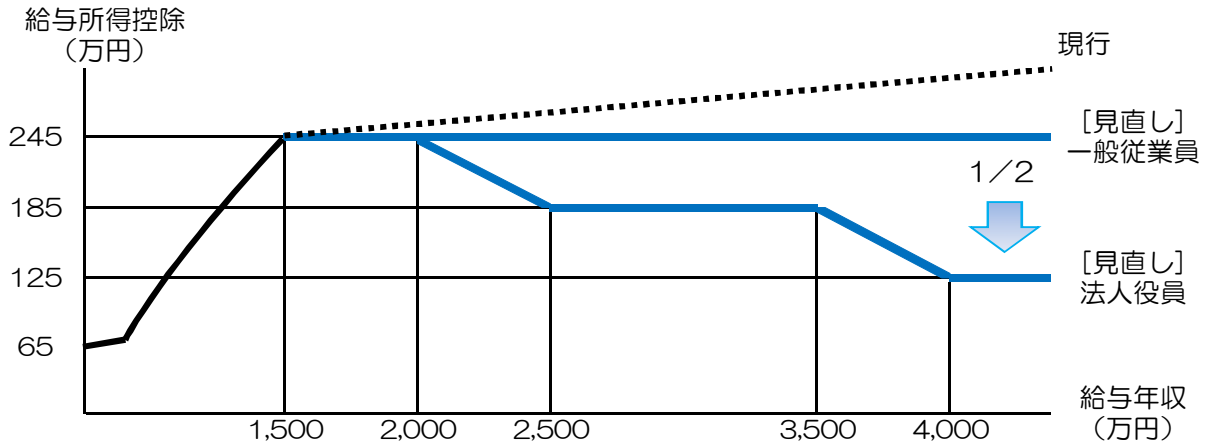


平成23年度 税制改正大綱の概要②

給与所得控除の見直し等

●給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の上限設定（現行は上限なし）
→ 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は245万円が限度
- 高額な役員給与はさらに控除額が縮小



[現行] 役員の給与所得控除

役員給与等の収入金額	給与所得控除額
1,000万円超 (上限なし)	役員給与等の収入金額×5%+170万円

[見直し後] 役員の給与所得控除

役員給与等の収入金額	給与所得控除額
1,000万円超 1,500万円以下	役員給与等の収入金額×5%+170万円
1,500万円超 2,000万円以下	245万円
2,000万円超 2,500万円以下	245万円－{(役員給与等の収入金額－2,000万円)×12%}
2,500万円超 3,500万円以下	185万円
3,500万円超 4,000万円以下	185万円－{(役員給与等の収入金額－3,500万円)×12%}
4,000万円超	125万円

※ 「1,500万円以下」の場合は見直し前後で変動なし
 ※ 従業員の場合は「1,500万円超」で一律245万円

●勤続年数5年以下の役員退職金の「2分の1課税」の見直し

→ 役員としての勤続年数が5年以下の場合、「2分の1課税」の取り扱いが廃止

生存退職金の税務 (退職年金等の収入金額－退職所得控除) × 1/2

[退職所得控除]

勤続年数20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円以下の場合は80万円)
 勤続年数20年超の場合 800万円+70万円×(勤続年数－20年)

●成年扶養控除の見直し

→ 年収568万円超(合計所得金額400万円超)の場合、23歳～69歳の扶養親族に対する控除(成年扶養控除)が廃止
 (障害者・65歳以上の高齢者・学生については、引き続き控除の対象)